

## 空港における航空機運航への影響が想定される施設等の総点検結果について

空港において、老朽化等で損傷した場合に、直接航空機の運航に影響を及ぼす基本施設（滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯）、基本施設下の埋設構造物の総点検を平成 25 年 9 月末までに実施し、その結果をとりまとめました。

また、航空機燃料給油施設の消防法等に基づく定期点検の実施状況を確認し、その結果をとりまとめましたのでお知らせします。

なお、6 月末時点で点検が完了していなかった 8 空港の旅客ターミナルビルについては、すべて点検が完了し、不具合は確認されませんでしたので併せてお知らせします。

### 1. 基本施設および基本施設下の埋設構造物

#### 1. 1 点検対象空港

管 理 者	点検対象空港 <sup>※1</sup>		(参考) 空港数
	基本施設	基本施設下の 埋設構造物	
国直轄空港	27 空港	13 空港	27 空港
空港会社	4 空港	3 空港	4 空港
地方管理空港	64 空港	21 空港	65 空港(1 空港休止中)
非公共用飛行場	5 空港	0 空港	5 空港
公共用ヘリポート	21 空港	0 空港	21 空港
非公共用ヘリポート	88 空港	0 空港	89 空港(1 空港休止中)
計	209 空港	37 空港	211 空港

※1. 点検対象空港は、今回の点検対象施設である航空機の運航に供される基本施設（滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯）、基本施設下の埋設構造物および航空機燃料給油施設がある空港（休止中空港は除く）になっている。

※2. 空港数は、空港法による空港、共用飛行場及び非公共用飛行場の数です。

#### 1. 2 点検対象施設、点検方法

##### 【基本施設】

- ・点検対象施設

基本施設（滑走路、誘導路、エプロン及び着陸帯）

- ・点検方法

徒歩点検、必要に応じ打音点検等を実施。

##### 【基本施設下の埋設構造物】

- ・点検対象施設基本施設下の口径又は口巾 200cm 以上の埋設構造物（ただし、平成 23 年度、平成 24 年度に同様な点検を実施しているものは除く。）

・点検方法

徒歩点検、必要に応じて打音点検等を実施

1. 3 点検結果

【基本施設】

基本施設（滑走路、誘導路、エプロン及び着陸帯）において、舗装表面のひび割れ等が 16 空港で確認されましたが、うち 13 空港は既に管理者が補修を実施し、残り 3 空港は、直ちに運航に影響を及ぼすものではないことが確認されております。なお、この 3 空港のうち、1 空港（帯広空港）については補修が完了しており、残り 2 空港（大島空港、松本空港）についても来年度までに補修を実施することとなっております。

（別紙 1 参照）

○基本施設でひび割れ等が確認された空港（別紙 2、3 参照）

管 理 者	空港数
国直轄空港	6 空港
空港会社	1 空港
地方管理空港	5 空港
非公共用飛行場	1 空港
公共用ヘリポート	2 空港
非公共用ヘリポート	1 空港
計	16 空港

【基本施設下の埋設構造物】

基本施設下の埋設構造物において、コンクリート表面のひび割れ等が 4 空港で確認されましたが、うち 3 空港は既に管理者が補修を実施しており、残り 1 空港は直ちに運航に影響を及ぼすものではないことが確認されております。なお、この 1 空港（大島空港）については来年度に詳細調査を実施することとなっております。（別紙 4 参照）

○基本施設下の埋設構造物でひび割れ等が確認された空港（別紙 5、6 参照）

管 理 者	空港数
国直轄空港	3 空港
空港会社	0 空港
地方管理空港	1 空港
非公共用飛行場	0 空港
公共用ヘリポート	0 空港
非公共用ヘリポート	0 空港
計	4 空港

2. 航空機燃料給油施設の消防法等に基づく定期点検の実施状況の確認結果

2. 1 確認対象空港

管 理 者	空港数 <sup>※1</sup>	(参考) 空港数 <sup>※2</sup>
国直轄空港	27 空港	27 空港
空港会社	4 空港	4 空港
地方管理空港	38 空港	65 空港
非公共用飛行場	4 空港	5 空港
公共用ヘリポート	13 空港	21 空港
非公共用ヘリポート	18 空港	89 空港
計	104 空港	211 空港

※1. 確認対象空港は、今回の確認対象施設である航空機の運航に供される航空機燃料給油施設がある空港（休止中空港は除く）です。

※2. 空港数は、空港法による空港、共用飛行場及び非公共用飛行場の数です。

2. 2 確認対象施設、確認方法

・確認対象施設

航空機燃料給油施設のうち、消防法及び石油パイプライン事業法（成田国際空港のみ）に基づいて定期点検を実施する施設（屋外タンク貯蔵所、給油取扱所、移送取扱所、一般取扱所等）

・確認方法

直近の消防法等に基づく定期点検の実施状況等の確認。

2. 3 確認結果

対象施設のある全ての空港において、消防法等に基づく定期点検等が適正に実施され、適切に管理が実施されていることを確認しました。（別紙7、8、9）

3. 添付資料

【基本施設】

別紙1 総点検結果（総括表）

別紙2 国管理空港別点検実施状況一覧、会社管理空港別点検実施状況一覧

別紙3 都道府県別（地方管理空港、非公共用飛行場、公共用ヘリポート、非公共用ヘリポート）

【基本施設下の埋設構造物】

別紙4 総点検結果（総括表）

別紙5 国管理空港別点検実施状況一覧、会社管理空港別点検実施状況一覧

別紙6 都道府県別（地方管理空港、非公共用飛行場、公共用ヘリポート、非公共用ヘリポート）

【航空燃料給油施設】

別紙 7 確認結果（総括表）

別紙 8 国管理空港別確認状況一覧、会社管理空港別確認状況一覧

別紙 9 都道府県別（地方管理空港、非公共用飛行場、公共用ヘリポート、非公共用ヘリポート）空港確認状況一覧

（参 考）

基本施設（滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯）



滑走路：航空機の離着陸に耐えられるように整地された部分

誘導路：滑走路、エプロンを結ぶ航空機の通路

エプロン：乗客の乗降、荷物の積降し、給油、駐機、整備等のために特定された区域

着陸帯：航空機が離陸または着陸するために設けられた滑走路の周辺を含む短形部分